

処 分 基 準

令和 4 年 7 月 1 日 作成

法 令 等 名	大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
根 拠 条 項	第 1 3 条
処 分 の 概 要	条例第 8 条第 1 項第 1 号イからホまでに掲げる行為を事業として行う者に対する事業停止命令
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法 令 等 の 定 め	
処 分 基 準	別紙のとおり。
問 い 合 わ せ 先	生活安全部保安課行政第三係 (電話 06-6943-1234 内線 31741)
備 考	